

一般廃棄物搬入許可申請書

御坊広域行政事務組合 管理者 様

一般廃棄物の処理を次のとおり申請します。

※ ボールペン等で太線内を記入して下さい。

		搬入日	令和	年	月	日
1 申請者(搬入者)	住 所	御坊市 美浜町 日高町 由良町 印南町 日高川町(川辺・中津・美山) 上記住所地の場合は市町名に○を付けてください。				
	フリガナ					
	氏 名	事業系は事業者名及び搬入者氏名を記入して下さい。				
	電話番号	()				
	車両番号					
2 ごみの発生場所 (ごみの発生場所が上記と異なる場合は記入して下さい。)	住 所	御坊市 美浜町 日高町 由良町 印南町 日高川町(川辺・中津・美山) ごみの発生した市町名に○を付けて下さい。				
	フリガナ					(申請者との続柄)
	氏 名					
3 ごみの種類	該当するものに✓を付けて下さい。					
	<input type="checkbox"/> 1)一般個人(最大積載量1.5t未満の車両に限る) ※最大積載量1.5t以上の車両で搬入した場合は、料金及び処理困難物の扱いが事業系となります。 <input type="checkbox"/> 2)事業系					
		当日の搬入回数	<input type="checkbox"/> 1回		<input type="checkbox"/> 複数回	
4 ごみの内訳	該当するものに○を付けて下さい。(複数の場合、量の多いもの一つに○を付けて下さい。)					
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	プラスチックごみ		
		可燃大型ごみ	木材ごみ	不燃大型ごみ		

清掃センター処理欄	搬入者確認方法	一般個人	事業系
	<input type="checkbox"/> 運転免許証		
	<input type="checkbox"/> 健康保険証		
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード		
	<input type="checkbox"/> 公共料金の領収書		
その他()			
備考欄			

ごみ処理手数料

- 1) 一般個人(最大積載量1.5t未満の車両に限る) 10kgにつき 33円(税込)
- 2) 事業系 10kgにつき110円(税込)

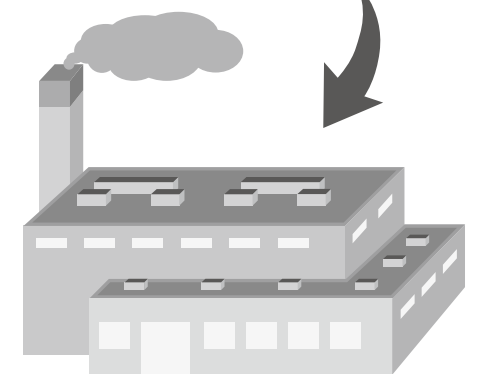
令和3年4月1日から

事前に搬入申請書を記入した上で御坊広域清掃センターへ直接持ち込めるようになります

広報11月号(令和2年11月発行)において周知しております、**令和3年4月1日**からの清掃センターへのごみ搬入方法について再度お知らせいたします。

新しいごみの搬入方法

- 事前に搬入申請書を入手し、必要事項を記入する。
 ■ 入 手 方 法 : 町ホームページまたは御坊広域行政事務組合のホームページから入手
 住民課、各支所地域振興課、出張所、または清掃センターの窓口で入手
 ※P5に掲載している申請書のコピーをご使用いただくこともできます。
- 御坊広域清掃センター搬入窓口にて搬入申請書を提示する。
 ■ 申請者の確認 : ごみを搬入した本人の確認を身分証明書(運転免許証等)で確認します。
 ■ 発生場所確認 : ごみの発生場所を確認します。
 ■ 搬入物の確認 : ごみの内容を確認します。
- 搬入用計量器で計量する。
 車両にごみを積載したまま、搬入用計量器にて計量します。
- ごみを所定の場所に降ろす。
 職員の指示にしたがって、ごみを所定の場所に降ろします。
- 精算用計量器で計量し、手数料を支払う。
 ごみを降ろしたのち、精算用計量器で計量し、手数料を支払います。



一般個人	10kgにつき33円(税込) 最大積載量1.5t未満の車両に限ります。 最大積載量1.5t以上の車両で搬入した場合は、料金および持ち込みできないものの扱いが事業系となります。
事業系	10kgにつき110円(税込)

注意事項

- 受付時間を守ってください。

平日(月~金)	8:00 ~ 11:45、12:45 ~ 16:00 <u>11:45 ~ 12:45は受付を行いません。</u>
日曜日(月に一度)	8:00 ~ 11:30 月に一度、一般個人ごみ(最大積載量1.5t未満の車両に限る)の日曜日受付を行います。 奇数月は第3日曜日、偶数月は第4日曜日です。



■お問合せ 御坊広域清掃センター ☎29-3030